

○安曇野市松くい虫被害防除対策事業補助金交付要綱

平成26年10月31日告示第485号

改正

平成27年3月31日告示第96号
平成28年3月24日告示第114号
平成29年3月8日告示第94号
令和3年3月18日告示第109号
令和3年7月1日告示第289号
令和3年9月24日告示第416号

安曇野市松くい虫被害防除対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松くい虫被害のまん延防止を図るため、松くい虫被害防除対策事業（以下「事業」という。）を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする（以下「所有者等」という。）。ただし、松を維持するために特別な料金を徴収しているもの、松を売買する目的で所有しているものを除く。

- (1) 松を市内に所有又は管理するもの
- (2) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していないもの
(法人格なき団体は除く。)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる松は、次の各号のいずれかに該当する松とする。

- (1) 被害が発生している地域（森林以外にある地域に限る。）において管理されている松
- (2) 前号に掲げる松のほか、良好な景観及び風致の維持のために市長が特に必要と認めた松

2 補助の交付対象となる事業は、所有者等が前項各号に掲げる松に対し、松くい虫被害防除のために行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 松くい虫被害にあうおそれがある松（以下「健全木」という。）に対し、所有者等が自ら又は事業者等に業務を委託して薬剤樹幹注入（以下「樹幹注入」という。）を行う事業。ただし、樹幹注入の薬剤は、樹幹注入が完了してから5年以上効果が持続するものとする。
- (2) 松くい虫被害により枯死した松（以下「枯損木」という。）に対し、所有者等が事業者等に業務を委託して次に掲げる方法により処理を行う伐倒駆除事業（以下「伐倒駆除（枯損木）」という。）

ア 木の幹及び枝条を破碎（チップ化）する方法

イ 木の幹及び枝条を処理業者へ持ち込む方法

ウ 木の幹及び枝条をくん蒸処理する方法

エ 木の幹のみを市が指定する場所へ持ち込む方法

- (3) 枯損木及び当該枯損木の周囲の健全木に対し、所有者等が事業者等に業務を委託し、健全木は搬出し、枝条は前号ア及びイに、枯損木は前号アからエまでに掲げる方法により

処理を行う伐倒駆除事業（以下「伐倒駆除（健全木を含む。）」という。）

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

（事業計画書）

第5条 補助金の交付申請をしようとするものは、あらかじめ安曇野市松くい虫防除対策事業補助金事業計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施箇所の位置図
- （2） 事業を実施する松の配置図
- （3） 事業を実施する松の現況写真
- （4） 所有者等以外が申請する場合には、事業の実施に対する所有者等の同意書
- （5） 法人格のなき団体については規約
- （6） その他、市長が必要と認める書類

（交付申請及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、安曇野市松くい虫防除対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- （1） 事業内容がわかる松の写真
- （2） 事業の領収書その他補助対象経費が分かる書類
- （3） その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、安曇野市松くい虫防除対策事業補助金交付決定通知兼確定通知書（様式第3号）により、前項の申請をしたものに通知するものとする。

3 この要綱に基づく伐倒駆除（健全木を含む。）の補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付を受けた日から伐倒駆除（枯損木）及び伐倒駆除（健全木を含む。）の補助金については、申請することができない。

4 この要綱に基づく樹幹注入の補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付を受けた日から起算して4年を経過していない松に対する樹幹注入の補助金については、申請することができない。ただし、樹体内の薬剤濃度検査により樹幹注入した樹体内の薬剤濃度では樹幹注入の効果が発揮できないと判断できる場合は、この限りでない。

（補助金の交付請求）

第7条 前条第2項の通知を受けたものは、補助金の交付を請求しようとするときは、安曇野市松くい虫被害防除対策事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助金に係る関係書類を整備し、補助対象事業を実施した年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けたものは、後に虚偽の報告や不正が認められるときは、補助金額の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月31日より施行する。

別表（第3条・第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	限度額
伐倒駆除 (枯損木)	枯損木の伐倒処理1申請に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	100,000円
伐倒駆除 (健全木を含む)	健全木も含む枯損木の伐倒処理1申請に要する経費（健全木を売却した場合は、その売却額を控除する。）	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額	500,000円
樹幹注入	薬剤の購入に要する経費（1本ずつ換算）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	1,500円